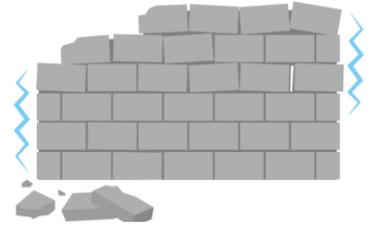


～民間ブロック塀等の安全対策を推進します～

組積造（ブロック塀等）撤去等費用の一部助成のお知らせ



1 対象物件

- 湯河原町内の既存住宅（共同住宅を含む）に付随する道路等に面した組積造であること

2 対象工事（すべてを満たすこと）

- 対象物件のコンクリートブロック塀、その他これらに類する塀の撤去を含む安全な工作物等の設置工事費が10万円（消費税除く）以上で、町内業者による施工であること
- 2026年3月31日までに申請書を提出し、補助金交付決定後に工事着手するもので2026年9月30日までに完了報告書を提出できること
- 他の助成制度等を受けていないこと

3 助成額（対象物件につき1回限り）

- 申請者の住民登録が町内に有る方
対象工事費（消費税除く）の10%を助成（千円未満切捨て）※助成額上限5万円
◎通学路に面する場合は上限10万円
- 申請者の住民登録が町内に無い方
対象工事費（消費税除く）の5%を助成（千円未満切捨て）※助成額上限2万5千円
◎通学路に面する場合は上限5万円

4 申請できる方（すべてを満たすこと）

- 対象工事を行う住宅の居住者又は所有者
- 申請者及び同一世帯員が町税等を滞納していないこと
- 同一の対象物件に関し、この補助金の交付を受けたことがない者
- 暴力団員ではない者

5 請負業者（すべて満たすこと）

- 町内の業者であること
- 町税等を滞納していないこと
- 第三者に対し、対象工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせないこと
- 暴力団又は暴力団に関係していないこと

6 手続き方法（工事着手前に申請が必要です）

※申請者 ————— 役場 -----

①【補助金交付申請書類の提出】

- 補助金交付申請書
- 業者からの見積書（写）
- 撤去前の現場写真、工事図面及び内訳書
- 課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書（業者用）

申請者提出

② 提出書類の審査

③ 補助金交付決定通知書送付

④【交付対象工事の着工】

※変更工事は着手前に変更届を提出

⑤【対象工事完了報告書の提出】

- 完了報告書（施工後の写真を添付）
- 業者からの領収書（写）

申請者提出

⑥ 提出書類の審査

⑦ 補助金交付額確定通知書送付

⑧【補助金の請求書提出】

申請者提出

⑨ 補助金の振込

Q & A

【対象にならない工事はどのようなものですか？】（例）

- 建築基準法に違反する工事
- 既に工事が終わっている。もしくは施工中のもの
- 既にこの制度において費用の助成を受けたことがあること

【住宅リフォーム助成、組積造撤去等助成、住宅庭木伐採等助成は個別に申請できますか？】

- 個別に申請が可能です

【ブロック塀の付随する住宅が親の名義だが、今住んでいる自分が申請できますか？】

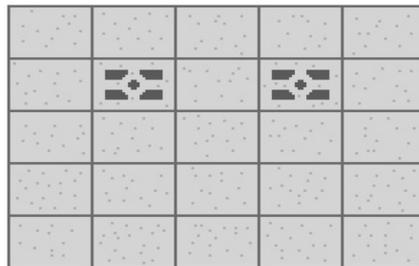
- 申請可能です。ただし、所有者の承諾が必要となります

【工事着手後に対象工事の変更はできますか？】

- 工事着手後変更が生じた場合は、変更の工事前に変更届の提出が必要となります

【町指定の業者はありますか？また、紹介してもらえますか？】

- 町では、業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、町内の業者の組合等にご相談ください



【申請受付窓口】 湯河原町役場地域政策課 63-2111（内線233）